

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令案新旧対照条文

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令（昭和五十一年政令第百六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第十三条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中型いか釣り漁業（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）以下「特別措置法施行令」という。）第六条第九号に規定する中型いか釣り漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの</p> <p>七 東シナ海はえ縄漁業（特別措置法施行令第六条第十一号に規定する東シナ海はえ縄漁業をいう。）</p>	<p>第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第十三条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 中型いか釣り漁業（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）第六条第九号に規定する中型いか釣り漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの</p>